

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユウ

② 施設・事業所情報

名称：認定こども園 キッズタウンさくら	種別：幼保連携型認定こども園
代表者：園長 陶山 睦子	定員（利用人数）：120名
所在地：鳥取県米子市兼久606-3	
TEL：0859-26-2692	ホームページ： https://www.kohoen.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：2013（平成25）年4月1日	
経営法人・設置主体：社会福祉法人 こうほうえん	
職員数	常勤職員：20名 非常勤職員：5名
専門職員 （内 訳）	保育教諭 19名 保育教諭 3名
	保育士 1名 保育支援員 1名
	管理栄養士 1名 保育補助 1名
	保健師 1名
施設・設備の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷 地：2615.35m² ・園 舎：952.85m² ・園 庭：1165.35m² ・遊戯室：126.00m² <div style="margin-top: 10px;"> 【設備等】 沐浴室、調乳室、乳児室、 ほふく室、保育室（4室）、 調理室、職員室 </div>

③ 理念・基本方針

<理 念>：わたくしたちは
 地域に開かれた 地域に愛される 地域に信頼される
 こうほうえんをめざします

<基本方針>：わたくしたちは 子どもと同じ視点で 等しくかわり
 いつでも安心して利用できる保育サービスの提供・改善に努めます

④ 施設・事業所の特徴的な取り組み

<互恵互助の理解と実践>

- ・全職員の行動規範となるものであることを確認し合い、唱和を実施する
- ・互恵互助にある「求める人材像」になることに努める
- ・互恵互助に沿って職員の資質の向上に努め、地域の実情を踏まえた社会貢献のできる認定こども園を目指す

<地域貢献（園庭解放・出前保育）>

- ・子育て支援事業を積極的に実施する。地域の子育て拠点として園を開放し、育児講座・子育て家庭の交流の場の提供を行う
- ・地域の子育てサークル「尚徳タンタン」への出前保育を実施して、情報の共有・収集・発信を行う。

<IT 機器導入を見据えたMIMOTE〔ミモテ〕の共同開発>

- ・気づきのデータの集積を行う
- ・気づきのデータに基づき、保育の質の向上を目指した研修体制を実施する

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年10月30日（契約日）～ 2020年3月8日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（前回：平成27〔2015〕年度）

⑥ 総 評

◇よいと思われる点

1. 地域の教育・医療・福祉に関するさまざまな社会資源との連携の強化に努め、保育の充実や子どもの社会性の育成などに努めている

日常的な医療機関（小児科・皮膚科）との連携はもとより、地元の中学校区内の小・中学校、幼稚園、保育所等で構成する「教育推進協議会」に参画し、区域内の小学校、保育所、幼稚園と交流している。また、発達が気になる子どもへの対応を充実させるため児童発達支援センターを利用したり、児童家庭支援センターの連絡会に参加して要保護児童対策地域協議会の取り組みについて情報共有したりするなど、課題に応じた連携を図っている。

そのほか、県域や市域の保育業界団体（鳥取県子ども家庭育み協会、米子市保育協議会）に参画し、研修会参加や情報交換等を行っている。また、子どもの社会性を育てるため、法人内のデイサービス・デイケア施設の利用者等との交流会への参加、近隣小学校の給食見学会・昔あそび交流、県立博物館による移動博物館の利用、公民館の「花いっぱい運動」への参加など、さまざまな社会資源を利用して、子どもと地域の交流の機会を設けている。さらに、地域の子育てサークルへ「出前保育」を行ったり、子育て支援事業「さくらんぼ」で未就園児の親を対象に講座やイベントを実施するなど、地域の子育て支援にも力を入れている。

いずれも地域の関係機関との連携を基盤とした取り組みであり、引き続き活動の充実に期待する。

2. 幼児期に育ってほしい姿である「自然との関わり・生命の尊重(環境)」を踏まえ動植物に親しみを持てること等を視野に保育活動に取り組んでいる

当園は、従来から恵まれた自然環境を活用した保育活動を実施している。さらに今回は、改訂された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「保育所保育指針」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」の「自然との関わり・生命の尊重 (環境)」を踏まえて、動植物を視野に保育活動に取り組んでいる。そのなかで「全体的な計画」に、当園の特色として「自然との関わり・生命の尊重」を記載し、具体的な指導計画に下して実施している。そのねらいは、園生活で、子どもが身近な自然と触れ合い、自然への気づき(命)や動植物に親しみを持てるようにすることとし、園舎内外での遊びの工夫や環境への配慮に努めている。

具体的には、園児等は日常的に保育教諭の引率で散歩や戸外遊びを活発に行っているが、園舎内にも動植物を意識した環境を整えている。また、廊下の一角には金魚等の生き物(カブト虫などを含む)や散歩で収集してきた種々の植物、季節の花々、観葉植物などが動植物の図鑑とともに置かれている。動植物については、とりわけ 5 歳児には、その好奇心や探求心を深めるためにも園外保育のザリガニ釣りや冬の自然界に触れる等の「自然体験活動」を計画的に実施している。一方、広い園庭での四季を通した栽培活動には全園児が関わり、収穫の喜びを味わっている。保育教諭等は、こうした子どもちの動植物との出会いや触れ合いの体験を、保育内容の 5 領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)と連動させて展開している。

保育者としては、保育教諭等は動植物についての学び合いや研修を受けて保育に備えている。当園の動植物と園児との関わりは、単に動植物の世話をを行い、触れ合うだけでなく、生命の大切さを実感し、体験していくなかで、子どもが物事を考えて、理解する力をつける基盤となっていることから、評価できる取り組みであると言える。

3. 園の特色を活かした保護者支援と地域の資源を多彩に活用し、園児には「いろいろな人に愛され見守られて育つこと」や「地域の歴史・文化」を感じさせている

園児の生活は、家庭を基盤としながらも、園で生活を送り、地域社会とかかわること等を通して、広がりを持ち、育っていく。当園では、保護者と一緒に子どもの健やかな成長を願い、家庭との連携に努めるとともに、園の特色を活かし、保護者と子どもがともに楽しめる絵本や遊びなどのプログラムを懇談会などの機会のあるごとに提供している。また、行事には、春の親子遠足、夕涼み会、運動会等のほかに、保育参加日を活用して、専門職から親子で学ぶ(地球環境エコロジーなど)、ダンスや音楽を楽しむ、また 0~1 歳児のマッサージなどを実施し、親子の思い出づくりや保護者の子育てのヒントにつなげている。

一方、地域の保育施設との交流はあるものの、高齢者、異年齢の人、地域の人と触れ合ったり、交流したりする機会が不足しがちであることから、意図的に高齢者や地域のさまざまな人たちに保育参加を呼びかけている。具体的には、2~5 歳児の月案に「地域・高齢者交流」の位置づけがあり、5 歳児の例では、もちつき大会、小学校見学、いろいろな人との交流を喜ぶ等とねらいを定めて実施している。また、法人の高齢者施設とは関わりも深く、園児は高齢者施設を訪問し、歌や踊りを披露したり、園の焼き芋大会に高齢者を招くなど、自然な交流を続けている。通常の保育活動でも、地域のボランティアとして活動する女性グループの「お話会」、雛祭り等の伝統行事を行う際の茶道の師範のほか、多彩な

地域の資源を積極的に活用している（木の遊園地、自然観察指導員、魚の博物館など）。こうした保育活動は、園児等には自分がいろいろな人たちから愛され、見守られて育っていることを感じさせ、また地域の歴史や文化の豊かさに自然に気づかせる活動ともなっている。

◇改善が求められる点

1. 当園としての短期・中期の取り組みの方向性や目標（ビジョン）を明確化するとともに、特に職員育成の充実と強化を図ることを期待する

法人のしくみのなかで、当園も諸課題を年度目標に掲げ、取り組んでいる。しかし、当園の全体的な取り組みの方向性は必ずしも明確には読み取れず、実施の体制、時期、目標などに関しても、具体的に提示しているとは言えない。

特に、職員育成については「こうほうえん保育の研修体制」に則って「基礎研修年間計画」を定めているが、その内容は十分でない。当園としても「特に改善したいと思う点」の一つとして「虐待防止やさまざまな研修の充実」を掲げている。

児童虐待防止を含めた子どもの権利擁護に関しては、外部研修への参加や地域の教育推進協議会における活動はあるものの「基礎研修年間計画」には明確に位置づけられてはいない。「権利」に関する基礎的理解や権利擁護につながる保育の取り組みは、子どもの権利擁護の徹底からも課題である。

法人の方向性や取り組み等も踏まえながら、当園の設備、職員体制、人材育成、財務等に関する現状分析を行って、中期的な目標（ビジョン）の設定と、その実現に向けた年度ごとの具体的な取り組み、さらには、それを担う人材の計画的な育成が重要である。さらなる取り組みに期待する。

2. 支援を必要とする「気になる子ども」と保護者等のため、さらなる取り組みに期待する

現在、全国の多くの認定こども園や保育所などには、保育を行う上で「気になる子ども」が在園している。当園では、従来から、いわゆる「気になる子ども」の支援に取り組んでいる。そのなかには、米子市児童発達支援センターあかしや（以下、あかしや支援）と連携しながら保育している園児もいるが、大多数は医学的な診断を受けていない「気になる子ども」である。保育者が「発達障害の傾向があるのではないか」と感じていても、保護者が気づいていなかったり、さらに「まだ小さいから」「そのうち追いつくだろう」と思ったりして、なかなか医療機関への受診につながっていないケースが多いということである。

支援の現状は、当園の「あかしや支援」との連携は、保育者 2 名が毎週「あかしや支援」に出向きケース会議等を開催し、そこでの学びを持ち帰り、それを保育者間で共有して、保育に活用している。また「気になる子ども」については、これとは別に、個別案の下に、市の巡回指導員に子どもの観察を依頼し、アドバイスを受けたり、対応について話し合ったりしている。主任・リーダー会、職員会議等でも子どもの状況を話し合い、月案に「気になる子ども」の枠を設けて取り組んでいる。

一方、上記の取り組みにもかかわらず、職員の自己評価では「環境整備や保育内容・方法が十分ではない」などとして、肯定率は低い結果である。気になる子どもは、適切な環境によって、発達の偏りはあっても能力を伸ばしていくことができると言われていることから、その子どもの特性に合った対応が

求められる。そのため保育者は、子どもの特性を理解するための知識や技術を持つことが必要となる。例えば、遊びや生活の場面で、言葉だけの指示を理解することが苦手な子どもには、写真、絵カード、ジェスチャーを用いて対応すること、また保育活動の変更などで不安になった子どもには安心できる場所や物を用意しておく等の環境整備などである。さらに「気になる子ども」の保護者は、実は「気にしている保護者」であることについても考慮して、保護者に子どものことを伝える際には、特に配慮が必要となる。

保育は、多様な子ども集団のなかで行われることから、保育者としては「気になる子ども」が周囲の友だちから、からかわれたり、はじかれたりしないように、双方の子どもに配慮し、支援等のやり方を工夫することが大切である。

改めて「気になる子ども」それぞれの特性に合った対応と、保護者と他児への対応や配慮等について検証することが望まれる。

いずれにしても「気になる子ども」をはじめ、発達障害の診断の有無にかかわらず、子どもが日常生活をスムーズに送りやすくするために、さらなる子どもと保護者等への園の支援に期待する。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回は、2回目の受審となりました。これまで積み重ね、取り組んできたことの振り返りや、新たな気づきをいただき、客観的に園を見つめる良い機会となりました。

園の強みにはさらに磨きをかけ、弱みについては今後の園の成長のポイントと捉えて、改善に向けて取り組んでいきます。

地域から愛され、地域に信頼される園づくりをめざし、さらに前進していきたいと思っております。

⑧ 第三者評価結果

別紙（p.7～39）の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		評価
判断基準	a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	a
	b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として理念、基本方針等を定め、ホームページ、パンフレットなどに掲載している。それらの内容は、全職員に対して配布している小冊子『互恵互助』にも明記している。 ・当園では、法人の理念等を園内に掲示するとともに、小冊子『互恵互助』を各チーム会や屋礼で読み合わせている。また、法人の部門目標への落とし込みや「全体的な計画」への記載によって、職員への周知に努めている。 ・法人の理念とともに、保育に特化した「教育・保育理念」と「教育・保育方針」を定め、さらに当法人が米子市内で運営する3つの保育園(以下、3園)に共通する独自の保育理念、保育目標、保育方針を別に定めている。なお、法人の教育・保育理念などについては、例年4月の「職員会議」の冒頭に、園長が説明している。 ・「重要事項説明書」や4月発行の「園だより」により、保護者等に対して教育・保育理念等を明示しているほか、入園式や保護者会総会の機会にも園長が伝えている。 	

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		評価
判断基準	a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)43.5% b)52.2% c)4.3% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉業界の動向など、事業経営を取り巻く環境については、理事長および副理事長から「テレビ会議」や「グループウェア」によって指示や情報提供がある。そのほか、短期的・緊急な課題があれば、課長級以上が参加する「本半月曜会」(毎週月曜日に開催)で、また法人の戦略や中・長期的な課題については次長級以上が参加する「経営会議」(年数回)で意思決定し、さらに「法人連絡会議」(当園では主任以上が参加)を通じて、法人内の各事業所に周知されるしくみになっている。 ・当園の利用者数や収支状況などは、法人本部が取りまとめた資料化し、「法人連絡会議」等により、法人全体で共有されている。 ・園長は、上記のほか、他の4つの社会福祉法人と合同で行う研究会(五法人研究会)や、法人の「指導者・管理者研修」に参加することで社会福祉業界の動向等に関する情報を把握している。 ・保育に関する動向などは、全国や県・市の保育業界団体から発信される情報や、法人内の全保育園による「キッズ園長会議」(毎月)、3園の「園長会」(随時開催)で把握し、それらは職員会議等で職員に対して情報提供している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園では、主に法人のしくみを通じて社会福祉や保育に関する動向などの情報を入手している。 ・しかし、園内での分析や職員間の情報共有は必ずしも十分ではない。さらなる取り組みの強化に期待する。 	

I-2-1-2 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		評価
判断基準	a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)56.5% b)43.5% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・経営課題の分析に基づく経営状況の明確化と課題のさらなる具体化に向けた構想づくりについては、理事長および副理事長を中心に、法人本部が担っている。その構想の内容は、中・長期目標や事業計画に反映させ、具体化させていくしくみである。 ・保育園の経営に関する課題のうち、特に保育士の人事や保育の質に関する課題は、法人内の全保育園の「園長会」や、米子市内の3園の「園長会」で協議され、課題解決に向けた取り組みが具体化されている。</p> <p>■ 改善課題 ・理事長以下、法人本部のリーダーシップのもと、組織をあげて新たな取り組みを進めている。 ・当園においては、引き続き、法人の動きのなかで与えられた役割を果たすとともに、事業経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析に基づく改善の取り組みを強化するよう期待する。</p>	

I-3 事業計画の策定

I-3-1 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-1-1 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	b
	b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
	c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)13.0% c)4.3% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として、第5次中期目標(2019~2021年までを期間とする)を定め、この期間中に重点的に取り組むべき具体的な活動内容や目標値などを明示している。 ・各エリアでは、中期目標を踏まえて、年度ごとに「エリア中期目標」を定めている。当園が所属する「なんぶエリア」の中期目標のうち、当園が関係する事項では「指導できる中堅層の育成」や「ICTの先行導入」などが掲げられている。</p> <p>■ 改善課題 ・当園では「エリア中期目標」に基づき、園の中期目標を掲げている。しかし、保育分野に関する記述の充実を期待して、評価は「b」とした。当園を含めた保育に関する取り組みの方向性については、掲げられた中期目標からは、必ずしも明確には読み取れない。子どもや保育に関する地域の特性などを把握し、適切な中・長期の計画を策定していくことが求められる。さらなる取り組みに期待する。</p>	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 単年度計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	b
	b) 単年度計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c) 単年度計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)87.0% b)4.3% c)4.3% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人の中期計画や理事長の方針を踏まえ、エリアおよび部門(当園などの各事業所)ごとに「部門年度目標管理記録」(事業計画に相当する内容)を作成している。そのなかでは「エリア中期目標」を掲げ、さらに「エリアとしての活動」「部門としての活動」のほか「指標・目標値」「責任者」について明示している。これは、法人、各エリア、各事業所の活動目標を関連づけて定めているものであり、進捗管理にも用いている。 ・当園では「部門年度目標管理記録」の書式のほかに、年度ごとに「事業計画書」を作成している。これは、理事会等で示す資料として作成しているものであるが、年度の「園長の方針」や「具体的な実施計画の内容」などを明示している。</p> <p>■ 改善課題 ・法人の中期目標を踏まえたエリアおよび部門(事業所)の目標や実施計画を定めるしくみは明確である。しかし、当園では「部門年度目標管理記録」と別途作成している「事業計画書」との関係性をさほど意識していない。また、理事会資料としての「事業計画書」は「部門年度目標管理記録」と比べて当園の取り組みの全体像を明示している内容であるが、実施体制、時期、目標などに関する記述が明確ではなく、具体性に乏しいと言わざるを得ない。さらなる取り組みに期待する。</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		評価
判断基準	a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)30.4% b)56.5% c)4.3% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・部門年度目標管理記録および事業計画書(理事会用に作成)は、園長が中心になって作成している。 ・部門年度目標管理記録に掲げられた取り組みについては、あらかじめ設定した「指標・目標値」に対する実績を四半期ごとに振り返り、それを法人本部が集約して法人全体で共有するしくみとなっている。 ・部門年度目標管理記録は、園内に掲示し、職員および保護者に周知している。特に、職員においては、法人やエリアの目標が人事考課の際の個々の職員の目標設定と連動するしくみとなっている。</p> <p>■ 改善課題 ・部門年度目標管理記録および事業計画書の作成過程では、職員の参画、意見の集約・反映、周知や理解促進の取り組みは必ずしも十分ではない。 ・職員自己評価における肯定的な回答の割合は「職員の参画や意見の集約・反映」は5割未満であり、また「職員への周知」は約3割であった。自由意見では「どうやって作成しているのか、わからない」という主旨の意見等があった。職員への十分な周知と、部門年度目標管理記録および事業計画書の作成や評価への職員の参加および合意の形成などの検討が課題である。</p>	

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		評価
判断基準	a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	b
	b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c) 事業計画を保護者等に周知していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)30.4% b)52.2% c)8.7% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・部門年度目標管理記録は、園内に掲示している。 ・年度当初の「園だより」には、園として当該年度に大切にしたい取り組みなどを掲載している。また、保護者会総会でも、園長から保育理念等とともに説明を行っている。</p> <p>■ 改善課題 ・年度の方針等の周知は行っているが、部門年度目標管理記録や事業計画書の内容について、その理解を促す取り組みとしては十分ではない。また、その取り組みに関して、職員が十分には理解しているとは言えない。 ・職員自己評価では「保護者への周知と理解促進」に関する各項目において、肯定的な回答の割合は3割前後であった。事業計画は、保育はもとより、当園の取り組み全般に関する方針、目標、スケジュール等を明示するものとして重要であり、子どもと保護者にも密接に関係するものである。保護者等が理解しやすいように工夫しつつ、周知する取り組みが求められる。さらなる取り組みに期待する。</p>	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		評価
判断基準	a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)21.7% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・毎年度、法人が「保護者アンケート調査」を実施し、その結果は、事業所別にフィードバックされている。 ・日常的な保育実践に関しては「主任会」(園長、副園長、主任)などの場で振り返りを行っている。 ・第三者評価の受審は、平成27(2015)年度以来、今回で2回目である。前回は受審結果を踏まえ、当時の幹部職員が協議し、地域関係者との関係や保護者への働きかけなどの取り組みを強化している。</p> <p>■ 改善課題 ・保育の質の現状を一定の指標や基準に基づいて把握し、その課題を全体化するという取り組みは十分ではない。日常の振り返りとともに、自己評価や第三者評価の受審結果、苦情・相談の内容などを、園全体の課題として把握・分析し、組織内でその改善に向けた体制づくりを進め、ルールや手順等を整備して、改善のためのPDCAサイクルを継続的に機能させていく一連の取り組みが求められる。さらなる取り組みに期待する。</p>	

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		評価
判断基準	a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
	b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)26.1% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・毎年度、法人が行っている「保護者アンケート調査」の結果については、園長、副園長と主任が中心になってその内容を検討し、対応するように努めている。 ・今回の福祉サービス第三者評価の結果は、早々に職員に対してフィードバックし、副園長や主任とともに改善計画を立てていく方針である。</p> <p>■ 改善課題 ・職員の自己評価の結果、福祉サービス第三者評価の受審結果、苦情相談の内容などに対して、職員の参画に配慮しながら、当園の現状と課題の分析を踏まえた「改善計画」を作成し、計画的かつ継続的に改善に取り組む一連のプロセスを形成することが重要である。 ・今回の福祉サービス第三者評価の受審も一つの契機にするなど、組織をあげた取り組みと、そのしくみづくりに期待する。</p>	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	b
	b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)30.4% b)56.5% c)4.3% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・園長は、平成25(2013)年4月に当園が行政から移管されたとき以来の園長として、現在に至っている。法人および理事長の理念を「内外に浸透させていかなければならない」という使命感を持って、業務にあたっている。 ・毎年度、理事会の資料にもなる「事業計画書」に当該年度の「園長の方針」を明示するとともに、4月の「職員会議」で、それを職員に説明している。また、保育に関する考え方などは、諸会議や「園だより」などによって周知している。 ・法人では、就業規則の「役割資格基準」において「組織上の職務内容と運用機能」「権限と責任」「求められる能力」などを明示している。</p> <p>■ 改善課題 ・施設長(園長)には、事業所の経営をリードする者として、職員に対して自らの役割と責任を明確に示すことが、その重要な役割として求められている。また、平常時や有事(災害、事故等)における園長の役割と責任、不在時の権限委任についても明確にし、職員間で共有できるようにしておく必要がある。 ・職員自己評価では「管理者の役割と責任の明確化」について、肯定的な回答の割合は5割前後であった。改めて、自らの役割や責任について明確化するとともに、職員に対しては「会議」や「研修」などの場で具体的に表明し、周知していくよう今後の取り組みに期待する。</p>	

II-1-1(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	b
	b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)65.2% b)26.1% c)0.0% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、遵守すべき法令等を理解し、法人の定める入札に関する規程に従って、当園の取引業者や行政関係者などとの適正な関係が保持できるように努めている。 ・法人の「指導者・管理者研修」では、法令遵守、身体拘束禁止、働き方改革の現状と課題、ハラスメントなどについて周知されている。園長は、その研修のほか、外部の研修や行政の会議に出席すること等を通じて、遵守すべき法令等の理解に努めている。 ・園長は、それらの研修等で学んだことを、園内の「主任会」「主任・リーダー会」「職員会議」で報告している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、研修等において法令遵守について学び、職員に周知する機会も設けている。しかし、園長には、保育に関する分野はもとより、施設経営において遵守すべき法令等を適切に理解するためのより積極的な取り組みが求められ、かつそれを職員に周知し、理解の促進を図るための取り組みを行うことも重要である。 ・職員自己評価では、園長の「遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組み」に関して、肯定的な回答の割合は約4割であった。改めて遵守すべき法令等の把握と、職員への周知についての取り組みを強化することを期待する。 	

II-1-1(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-1(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
	b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)47.8% b)39.1% c)4.3% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は「子どもの最善の利益」の構築を進めていきたいとし、保護者に対しては「預けてよかった」と思ってもらえる保育の実現を図りたいと考えているが、現状では、保育の質の向上にはまだ課題が多いと認識している。 ・保育の質の向上を図るため、月案会や主任会における実践の振り返り、行事ごとの振り返り、法人が行う保護者の満足度調査のほか、さらに「ふれあいの橋の会」による訪問の機会などを通じて現状の把握に努め、研修の充実を図っている。また、保護者の満足度調査の結果や「ふれあいの橋の会」の訪問時の意見などは、職員会議や昼礼で、職員に対してできる限りそのまま伝えている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、保育の質の向上に腐心している。なお、職員自己評価において「質の向上への意欲と指導力の発揮」に関する各項目の肯定的な回答の割合は5割前後であった。 ・園長には、保育の質に関する課題と職員の力量とを踏まえ、職員との円滑なコミュニケーションをベースとして、課題解決のための体制やルールの見直しなど組織全体に影響する取り組みを進めるリーダーシップの発揮が求められる。さらなる取り組みに期待する。 	

II-1-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	b
	b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)43.5% b)47.8% c)0.0% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・園長は、事業の進捗や予算執行の状況については「法人連絡会議」などに参加することで把握に努めている。人員配置や職員の働きやすい環境を整備するために、人員配置について法人本部と協議を行い、時間外勤務や有給休暇の取得率などの状況も把握して、適正な取り扱いについて法人内の他の保育園とのバランスを図りながら調整に努めている。 ・現状では「収益の安定化」が重要な課題であり、そのためには、特に0歳児、1歳児の入園が重要であるとしている。また、職員数と子どもの定員とのバランスを図るなど、経営の安定化に努めている。法人の方針でもある経費節減に向け、コピー代や用紙の単価など、細かなことについても職員会議等で周知している。 ・米子市が他市と共同で進めている「保育所版状態把握システム」(子どもの状態をタブレットで記録し、蓄積されたデータを保育サービスに活かすためのシステム)のモデル事業に協力している。現在、3歳児を対象に取り組んでいる。</p> <p>■ 改善課題 ・園長は、法人内の他の保育園とのバランスと調整を図りながら、人事・労務・財務の改善に努めている。しかし、職員自己評価において「人事、労務、財務の分析」や「組織内に同様の意識形成をするための取り組み」に関して、肯定的な回答の割合は約5割であった。 ・園長自ら人事、労務、財務等の視点から常に検証を行い、効果的な業務の実現を目指すとともに、組織内において同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営が行えるようにしていくことが重要であり、そのためのリーダーシップの発揮が求められる。さらなる取り組みの強化に期待する。</p>	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-1(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-1(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	b
	b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)43.5% b)56.5% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人は、職員を財産(人財)として位置づけていることを表明し、人材の確保と育成に取り組んでいる。 ・当園の職員採用は法人本部が一括して行っている。当園では、法人内3カ所の保育園(3園)と一体的に取り組む、10月には職員の異動の希望や育児休暇などについての意向調査を行っている。これらの結果に基づき、3園の園長が次期体制案を作成し、法人本部に要求するしくみとしている。 ・なお、新規職員は3園に一体的に振り分けられ、園長間で検討し、配置を決定している。人事異動も、職員の意向を踏まえながら3園の園長間で協議し、合同主任会(3園の主任保育士による会議)の意向も聞き、決定している。 ・より効果的に人材を確保するため、短期大学や高校への出前講座(学科別キャリアガイダンスの講師)や高校生インターンシップ(学校側からの依頼による職場体験)、さらにボランティアの受け入れなど、人材確保につながる機会の活用に努めている。</p> <p>■ 改善課題 ・法人としてのしくみは整えられ、米子市内の3園の協議体制や調整によって採用・配置を行っているが、人材確保は難しい状況にあるという。 ・職員自己評価では「人材の確保・育成計画」「人事管理の体制の整備」に関する各項目において、肯定的な回答の割合は5割前後であった。例えば、無資格でも保育に関心のある多様な人材を活用することなども含め、さらなる取り組みの強化に期待する。</p>	

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		評価
判断基準	a) 総合的な人事管理を実施している。	a
	b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c) 総合的な人事管理を実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)52.2% b)39.1% c)8.7% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・小冊子『互恵互助』において「職員に期待するもの」を明示している。 ・職員の採用や配置等に関する人事基準は、就業規則に職員の「職群」と「資格等級」等を規定し、人事考課制度によって年度の前期と後期の期間における職員の実践や業務遂行の状況を評価基準に基づいて振り返り、その成果やプロセスを評価して、サービスの質の向上と職員処遇(賞与、昇給、昇格等)に反映させるといふしくみを構築している。 ・職員処遇の水準については、法人が一元的に管理している。 ・人事考課のしくみのなかで「保育職員用」の評価シートを定めている。各職員は「キャリアビジョン」(職業人として目指したい自己のイメージ)等を自らの考えと上司との考課面接を経て定め、業務に取り組むしくみである。</p>	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		評価
判断基準	a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	b
	b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)56.5% b)43.5% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・職員の心身の健康と安全確保のため、法人に「心の健康づくり委員会」を設置しているほか、法人本部へのホットライン(相談窓口)の設置(健康対策室長宛の直通電話とメールアドレスの周知)、全職員対象の無記名式アンケート調査による職員満足度の把握とその改善に向けた取り組み、リフレッシュ休暇(有給休暇と公休日を合わせて4日間連続の休暇)、アニバーサリー休暇(誕生月には有給休暇とは別に1日の休暇の取得ができる)、産休・育休の取得奨励などを行っている。また、公休については、現在の年間114日から平成30(2018)年度には120日に増やしている。 ・労働時間の管理は「始終業管理表」によって行い、有給休暇の計画的な取得を促すために、年度当初に「個人別年次有給休暇取得計画」を定め、就職1年目から連続5日間の連続休暇を取得することができるようになっている。 ・福利厚生制度については、法人として職員の健康診断、職員旅行制度(海外・国内)、忘・新年会への補助金、元気ハツラツ賞(無遅刻無欠席者)の授与などのしくみを整備している。</p> <p>■ 改善課題 ・法人では、組織体制を整備するなど、職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいる。 ・職員自己評価の結果では「人材や人事体制への反映」や「組織の魅力を高める取り組み」「働きやすい職場づくり」に関して、肯定的な回答の割合は4割に満たなかった。さらなる取り組みの強化に期待する。</p>	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	a
	b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)52.2% b)43.5% c)4.3% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が求める職員像は、小冊子『互恵互助』に明示して全職員に配布している。また、ホームページ等にも掲載されている。 ・法人として、人事考課制度において目標管理に取り組んでいる。自らのキャリアビジョンを可視化するとともに「目標管理シート」と「達成度評価シート」で個人目標の進捗状況を振り返り、さらに「仕事の成果」「態度・意欲」等について自己評価し、人事考課面接を実施して評価結果をまとめている。 ・なお、各職員の目標については「年度部門としての活動」にある「活動指標・目標値」と個々の職員の重点目標を連動させるしくみとしている。 	

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)65.2% b)34.8% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人では、研修部を置いて専任職員を配置し、職員の教育・研修の体制を整備している。また「求められる人材像」を明示するなど、職員育成に関する基本的な考え方を明確に定めている。それらを小冊子『互恵互助』に明示して全職員に配布し、各種の会議や研修を通じてその周知に努めている。 ・また、キャリアパスのしくみを明示し、階層別（初任者、中堅者、指導者など）、職種別（介護、保育など）、テーマ別の体系的な研修を実施するとともに、エルダー制度、法人研究発表会、海外研修などに取り組んでいる。 ・法人内の全保育園に共通する「こほうえん保育の研修体制」を定め、研修内容や研修実施計画などについて明示している。さらに「こほうえん保育・教育ベーシックガイド」を定めて、その内容を具体化させるための「標準化研修」を全保育園合同で年2回行っている。 ・当園では、職場外研修として、階層別の「職層研修」や行政等が行う研修に職員を参加させているほか、米子市内の3園合同の研修を含めた園内研修を「基礎研修年間計画」としてまとめ、毎月のテーマごとに主任保育士やリーダー保育士が講師となって研修を行うほか、公開保育や3園の交換職場体験などを実施している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の研修のほか、法人内の全保育園、および当園など、それぞれの立場からの多様な研修の機会を職員のために計画化し、その開催・実施に努めている。なお、園長は「保育の質の向上」を重要な課題として位置づけ、研修内容をより充実させたいとしている。 ・園内の研修においては、例えば「児童虐待の防止」など、現場で求められている研修テーマをタイムリーに位置づけていくことなど、さらなる研修計画の充実を期待する。 	

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	b
	b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 69. 6% b) 30. 4% c) 0. 0% 無回答) 0. 0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人による採用時の研修に加え、中途採用の正職員を対象とした「中途採用者研修会」も新たに始めている。さらに、法人内の全保育園の新規採用者を対象にした「新人保育士研修」を実施している。また、エルダー制度を採用し、新人職員への教育を行っている。これは「新人チェックリスト」を使って定期的に仕事の習得度を評価し、1年間にわたって指導を行う新人教育制度である。なお、エルダー同士が互いに情報交換などを行う「エルダー会」も開催している。 ・当園では、各研修に参加させる職員は、人事評価の目標などを踏まえて、そのつど参加させるようにしている。また、個人別に年度ごとの「教育訓練計画記録」を作成し、研修の履歴を記録している。 ・当園では、今年度の新規採用職員1名に対して、年齢の近い先輩職員をエルダーに任命し、指導に当たらせている。</p> <p>■ 改善課題 ・さまざまな教育・研修の機会はあるものの、研修に参加した職員による伝達研修の実施については、徹底されていない。また、非常勤職員は、実質的に研修に参加することが難しくなっているため、これも課題である。 ・今後は、一人ひとりの職員が、それぞれの育成課題に応じて学べる機会を保障し、適切な育成を図っていく必要がある。さらなる取り組みの強化に期待する。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		評価
判断基準	a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	b
	b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 56. 5% b) 34. 8% c) 4. 3% 無回答) 4. 3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当園では、短期大学等からの保育実習生を受け入れている。受け入れ手順は、法人の「ボランティア・インターンシップ・実習生受け入れ手順」に定められている。また「事前オリエンテーションにおける確認事項」などにも明記されている。 ・実習指導は、配置されるクラス担任が担当し、実習期間中の毎日の振り返りには、園長や副園長が対応している。 ・実習生に対しては、当園として、特に個人情報保護やプライバシーの取り扱いについて注意を促している。</p> <p>■ 改善課題 ・標準化された手順に従い、保育実習生を受け入れている。実習生の受け入れを通じた保育に関わる専門職の育成は、保育所の社会的責務の一つとしても重要である。 ・保育実習プログラムの充実や、学校との連携の強化、受け入れる職員間における情報共有など、さらなる取り組みの強化に期待する。</p>	

Ⅱ－3 運営の透明性の確保

Ⅱ－3－(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ－3－(1)－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		評価
判断基準	a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	b
	b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)65.2% b)34.8% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・ホームページは法人が管理し、平成28(2016)年度には、全面的にリニューアルしている。各ページには、各事業所の紹介のほか、事業報告、監査報告、決算書、採用情報などを掲載している。 ・エリアの広報誌『やまなみ』(2カ月ごとに発行)には、当園の取り組みを紹介する機会がある。なお、当園では、発行された広報誌『やまなみ』の記事を園内に掲示している。</p> <p>■ 改善課題 ・法人管理によるホームページやエリアの広報誌で当園の情報公開に取り組んでいるが、園運営の透明性の確保に関する取り組みは、地域社会に対する情報公開という観点からは、積極的とは言えない。 ・認定こども園における情報公開は、保育などを必要とする保護者に対する情報提供にとどまらず、福祉サービスを提供する事業所としての社会に対する説明責任を果たす上でも重要である。法人のホームページのより主体的な活用なども含め、さらなる取り組みに期待する。</p>	

Ⅱ－3－(1)－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		評価
判断基準	a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)65.2% b)26.1% c)4.3% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として「経理規程」等に基づき、事務、経理、取引等に関するルールを定め、その実施に関する職務権限などを明確化して、職員に周知している。 ・なお「経理規程」等については「こうほうえん諸規程」としてファイルされ、事務室内に置かれている。職員は、必要に応じてそのファイルの内容を確認することができる。 ・また、監査法人による監査が実施されている。さらに、当園ではISOの内部監査規程に基づく監査も受けている。 ・職員自己評価では「公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組み」に関する各項目のうち「職員等への周知」および「外部の専門家による助言」に関して、肯定的な回答の割合は5割に満たなかった。職員への周知や理解の促進について、今後の課題として指摘しておきたい。</p>	

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

Ⅱ－４－(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ－４－(1)－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	a
	b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」において「地域との連携」を位置づけている。そのなかで、中学校区における地域交流、法人内の行事への参加、公民館活動への参加などを掲げている。 ・子育て支援事業「さくらんぼ」の事業(童謡コンサートなど)において、園の行事に地域の未就学の子どもと親が参加する機会を設けている。 ・年長児は、公民館の「花いっぱい運動」に参加している。 ・そのほかに、法人内のデイサービスやデイケア施設利用者等との交流会への参加、近隣の小学校の給食見学会や昔あそび交流、県立博物館による「移動博物館」の利用など、さまざまな社会資源を利用して、子どもと地域との交流の機会を設けている。 	

Ⅱ－４－(1)－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		評価
判断基準	a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	b
	b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)21.7% c)4.3% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として、ボランティアの受入れ手順を定めている。 ・鳥取県社会福祉協議会の「ボランティア体験事業」に協力している。短期大学保育学科の学生による保育ボランティア、高校生のボランティアについては主に夏休みを利用した行事の手伝い(お泊り保育、プール遊びなど)などがある。そのほか、読み語り、絵本の紹介を行うボディペインティング・グループが複数訪れ、園児との交流を行っている。 ・中学校の「職場体験」に協力し、3日間の生徒の受け入れを行っている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れについては、法人として手順を定め、ボランティアに対するオリエンテーション時には確認事項について説明している。 ・しかし、当園の方針として「地域、学校等のボランティアの受け入れを拡大実施する」と掲げているが、その取り組みの現状はやや受動的であり、拡大実施に向けて、地域住民や社会福祉協議会等の関係者・機関への主体的な働きかけ、かかわり等も、さほど積極的には行っていない。 ・法人は、その理念として「地域に開かれ 地域に愛される」ことを目指している。ボランティアの受け入れは、地域と事業所をつなぐ「架け橋」の一つであり、地域や社会に向け、園の運営の透明性を高める上でも重要である。さらなる取り組みに期待する。 	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		評価
判断基準	a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)26.1% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常にかかわりのある地域の社会資源としては、医療機関(小児科、皮膚科)、小学校などがある。 ・県域や市域の保育業界団体(鳥取県子ども家庭育み協会、米子市保育協議会)の活動に参画し、当園でもその研修会に参加し、相互の情報交換なども行っている。 ・中学校区の教育推進協議会に参画するとともに、その取り組みの一環として、区域内の保育所および幼稚園との「保幼連絡会」や他の2カ所の保育所とともに「3園連絡会」を組織し、3園の「園長会」を開催したり、相互に公開保育を行うなどの取り組みを行っている。 ・米子市内の当法人の3つの保育園の交流(3園交流)を通じて情報共有に努めている。当園では、必要に応じて「職員会議」等で園内での情報共有を行っている。 ・児童発達支援センターによる巡回相談の利用や、同センターの研修参加(毎月)など、定期的な連携を図っている。 ・児童家庭支援センターの連絡会に参加し、要保護児童対策地域協議会(要対協)の取り組みについて情報共有している。なお、要対協には個別案件の必要に応じて参加している。 ・これらの取り組みについては、職員会議などで報告し、情報共有を図っている。 	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。		評価
判断基準	a) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	a
	b) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園では、子育て支援事業「さくらんぼ」において、未就園児の親を対象にした育児講座やイベント(リトミック、水遊び、ボディペインティング、もちつき等)を行っている。 ・保育所などにまだ入っていない子どもと親による「子育てサークルたんたん」(月1回活動)の活動に参加して「出前保育」を行っている。 ・災害時における「指定緊急避難所および指定避難所」として市に登録している。 ・そのほかに、公民館の「花いっぱい運動」への参加(年長児)、中学校区の教育推進協議会が人権をテーマに開催する「人権集会いきいきフェスタ」における製作物(手作り玩具など)の展示、「虐待防止オレンジリボンたすきリレー」への参加などの活動に取り組んでいる。 ・災害発生時の地域における当園の具体的な役割に関して地域住民と情報共有を図るなど、さらなる取り組みの充実が期待される。 	

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		評価
判断基準	a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	b
	b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 34. 8% b) 60. 9% c) 4. 3% 無回答) 0. 0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人では「地域総合支援室」を設置し、県内外の個人団体と連携しながら総合相談事業（生活困窮者に対する相談支援事業など）、総合支援事業（就労支援、学習支援など）等に取り組んでいる。 ・当園では、子育て支援事業「さくらんぼ」における取り組み、子育てサークルへの支援（出前保育）、中学校区の教育推進協議会への参画、児童家庭支援センターとの連絡会等を通じ、地域の福祉ニーズの把握を行っている。</p> <p>■ 改善課題 ・法人の取り組みの方向性として、公益的な事業・活動の実施によって地域貢献を目指すという視点は明確である。当園でも、公立保育園の時代から培われた地域との関係性を継承しつつ、認定こども園として、未就園の子どもや親に対する支援の取り組みを強化しつつある。 ・しかし、福祉ニーズの把握は、自らの事業や関係団体等との取り組みなどを通じたものとは言え、受動的なものにとどまっている。より主体的に地域の福祉ニーズを把握すること、そのための事業・活動の活性化が今後は重要である。さらなる取り組みに期待する。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-1(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	a
	b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)13.0% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、法人が作成した行動指針である小冊子『互恵互助』を携行している。内容として、この冊子には法人の理念、方針、福祉サービスに従事する職員の姿勢、行動などが示されている。また、特に大切にしたい価値観として「個の尊厳」を取り上げている。 ・保育については、さらに「子どもの権利条約」の精神に基づくことが明示されている。小冊子『互恵互助』の内容は、毎日の屋礼時に職員間で読み合わせを行い、また法人の理念、方針について確認する際に活用している。 ・「全体的な計画」には、法人の保育理念「一人ひとりの発達と個性を大切に、生きる根っこを育みます」を謳い、また「人権尊重」についても、子どもの自尊心の醸成、基本的な生活習慣の確立等に努めるとし、そこに位置づけている。保育理念である「一人ひとりを大切に保育」については、入園時の保護者に対して「重要事項説明書」を用いて丁寧に伝えている。 ・職員や保育教諭等は、保育理念を踏まえて、子どもの尊重、基本的な人権への配慮等について、外部研修や中学校区の研究集会等に参加し、学習を重ねている。 ・一方、教育・保育目標(目指す子ども像)に、子どもの人権擁護の視点(いのち、つながり、交流)を組み込み、指導計画に下して保育の実践に反映させている。具体的には「園児の豊かな心を育む」として、動植物を通しての「いのち」、異年齢児とのかかわり等による「つながり」、そして「交流」については、さまざまな人や物の存在を体感することとし、それぞれの教育の5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に連動させ、保育を展開している。 ・日常の保育は「全体的な計画」や「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」をベースに行われている。保育の実施後は「保育士チェックリスト」を活用し、年4回にわたって「子どもの人格、プライバシーを尊重した保育をしているか」などの振り返りを行っている。これは「一人ひとりの子どもを温かく受け止めた保育(言葉、態度、スキンシップなど)が行われているか」を問うものであり、チェックリストによる振り返りは、保育教諭等にとって内省の機会となっている。 ・また、日々の保育では、保育教諭等は、遊びのなかで子どもたちに「互いを思いやる言葉のかけ方」を伝えたり、ジェンダー(社会的性差)などの固定観念を植え付けることのないように心がけ、援助を行っている。 	

Ⅲ-1-1(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。		評価
判断基準	a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
	b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)21.7% c)4.3% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、入職時に「個人情報保護基本方針」について説明を受けている。また「職員職務規定」に従って「離職後も守秘義務を課す」旨の誓約書を交わしている。 ・虐待防止などの権利擁護に関しては、規定、マニュアル等が整備されている。また、職員は「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」の「保育士チェックリスト」を活用するとともに、外部研修や地区の研修等に参加し、学んでいる。 ・「全体的な計画」には、職員の責務として「個人情報保護基本方針」に従い、個人情報の重要性を認識し、子どもや保護者に関する情報を適切に保護し管理すると明記している。 ・保護者には、入園時に「重要事項説明書」で個人情報の利用目的について「個人情報保護基本方針」に基づく説明を行い、同意を得ている。 ・虐待防止など保護者の権利擁護については、啓発ポスターを事務室に掲示し、職員への周知を図っている。 ・保育中の子どものおむつ替えや着脱は所定のコーナーで行うか、困い等を使って配慮している。夏のプール遊びでは、その様子が周囲から見えないように工夫し、また裸でふざげる子どもには「恥ずかしいよ」などと声をかけ、子ども自身の意識が育つようしている。 ・不適切な事案が発生した場合には、園長・副園長、あるいは主任会、主任・リーダー会、職員会議等で検討し、職員に周知している。 	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		評価
判断基準	a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	a
	b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 78. 3% b) 17. 4% c) 0. 0% 無回答) 4. 3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者に向けた保育情報は、法人のホームページのほか、リーフレット、当園が行う子育て支援事業「さくらんぼ」のチラシ、行政のホームページに掲載されている保育施設一覧などで得られる。また、当園の運営法人が定期的に発行する広報誌『やまなみ』にも、法人系列の保育施設が紹介されている。不定期であるが、当園の情報も広報誌『やまなみ』に掲載されている。 ・問い合わせは、電話、メールのほか、口コミ、系列園からの紹介のほか「通勤途中に当園のことを知った」という利用希望者もいる。これらへの対応や見学者には、園長、副園長が随時個別に応じている。なお、見学者についてはその記録を行っている。 ・見学者は、時期としては9～10月が多い。見学者への説明は「重要事項説明書」に基づいて行っている。見学者からの質問内容は、各クラスの子どもの状況、保育時間、食事、持ち物のことなどについてが多い。 ・認定こども園である当園は、空き状況により、1号認定(3歳以上)の子どもが年間を通して途中入園することもある。保育内容、保育時間をはじめ、利用希望者に対しては、特に2号認定(保育を必要とする3歳以上)との違いなどを丁寧に説明している。 ・「重要事項説明書」の内容は、毎年見直しを行っている。 	

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		評価
判断基準	a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	a
	b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 82. 6% b) 17. 4% c) 0. 0% 無回答) 0. 0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園が内定した家庭に対しては、説明会に備えて「家庭状況調査表」等を送る。その調査表の記載内容は、保護者の住所、緊急時の連絡先、家族構成、入園前の子どもの生活(食事、排泄、睡眠など)、発達・健康の状況(疾患、予防接種の有無など)などである(児童票)。また、園のルールや保育時間などが記載された「重要事項説明書」も同封し、事前に読むように依頼している(母子手帳も持参してもらう)。 ・保護者説明会は、2月に実施する。受付担当の主任、リーダー保育士は、行政からの情報(家庭の事情等も記載した一覧表)等も踏まえて、書類を丁寧に確認する。 ・受付後の健康診断は園医が行い、食物アレルギーを持つ子ども等に対しては、特に看護師が面談している。 ・園長、副園長は、提出された「児童票」の内容に基づき保護者と子どもとの面談を行い、要望を聞き、質問を受けて、さらに「重要事項説明書」の内容を説明し、同意を得ている。「重要事項説明書」の内容については、入園式に際しても説明を行う。また、クラス担任からは、具体的な保育内容について伝えている。1号認定の入園に際しては、空き状況に応じて、希望者に随時「個別に面談」を実施し、重要事項説明書等についての説明を行い、同意を得ている。 ・年度によって「重要事項説明書」の内容に変更が生じた場合には、在園児の保護者に対しても、適宜書面で知らせている。 	

Ⅲ-1-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		評価
判断基準	a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	b
	b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)52.2% b)43.5% c)4.3% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・認定こども園である当園は、家庭の事情による引っ越し等による退園・転園者等に対して、継続した保育支援の提供についての手順は特段に定めていない。ただし、保護者からの要望に応じて相談に乗ったり、利用中の子どもの園生活の様子を転園先へ知らせたりはしている。 ・当園では、地域の保育施設に転園する園児に対し、継続した保育の配慮を検討した事例1例がある。発達等が気になる園児であったため、保護者の了解を得て、両園の保育者間で転園先の園生活について話し合ったという。結果的に、園児・保護者ともに安心して転園でき、両園の保育者にとってもよい経験ができたと園長は振り返っている。 ・一方、当園には、空き状況から随時入園できる1号認定の子どもも在籍しているが、その場合も4月の入園児と同様に丁寧な説明と個別対応を心がけている。 ・2～3歳に移行・進級(2号認定となる)する際にも、一人ひとりの子どもについて、保育者間で保育状況について話し合うとともに、保護者との個人懇談を行っている。 ・当園の保育を終了した園児には、運動会などの行事を手紙で知らせ、在園児との交流を図り、卒園児の状況把握に努めている。</p> <p>■ 改善課題 ・職員の自己評価の結果は、52.2%と他の評価項目と比べて低率である。当園は、随時入園できる他園からの1号認定の園児の受け入れもあることから、保育の継続に関する配慮や手順等を整える必要がある。そのような事例もあるので、今後の取り組みに期待する。</p>	

Ⅲ-1-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	a
	b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人本部として、年1回、保護者対象の「利用者アンケート調査」を実施している。回答率は、50%程度である。このアンケート調査の結果については「主任会」や「主任・リーダー会」で目を通してもらう。職員会議等によって全職員に周知する機会を設けることや、改善に活用する計画の内容については具体的ではない。 ・利用者満足度を把握するための当園の独自の取り組みとして、保護者懇談会、保護者会役員会、個人面談、そして「連絡ノート」などがある。このように、当園では保護者の意向・希望をさまざまな機会に把握している。特に、昨年度からは、連絡帳に記載された内容のうち肯定的な意見は職員間で共有し、次年度の取り組みに活用するという方針のもとに取り組みを始めている。 ・今回の利用者調査(保護者アンケート調査:回収率48.4%)の結果については、総合的な満足度は「大変満足」は56.5%、「満足」が39.1%と高率であった。また、意見・要望の内容についても、肯定的な感想が多く寄せられている。 ・なお、法人として実施している「利用者アンケート調査」の結果の活用法については、方針の明確化が求められる。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		評価
判断基準	a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	C
	b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)13.0% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・苦情解決の体制は「重要事項説明書」に当事業所の苦情受付窓口、法人の利用者相談・苦情担当者、行政機関のほか、第三者委員2名(卒園児の家族、法人の常勤監事)を記載している。また、保護者会の会長と副会長に直接書面で申し出ることできる旨も明示している。なお、苦情解決の体制と当園独自に作成した苦情解決の手順についてもわかりやすく記載し、当園内に掲示している。 ・苦情の内容・原因、対応・再発防止策は、法人内の保育関係事業所として独自に作成した「ご意見報告書」に記載し、さらに「エリア会議」で報告するしくみである。昨年度は、当事業所の行事と法人主催の行事の日程が重なり、その際に法人主催の行事を優先したことについて苦情申し立てがあり、法人の責任者が文書で保護者に謝罪し、その内容は全保護者に書面で配布している。 ・苦情・意見は、園内リスクマネジメント委員会で検討し、法人の責任者に報告している。また、法人として苦情解決第三者委員会を年1～2回開催するとしている。 ・保護者への報告と、寄せられた意見については「掲載可または不可」を確認した上で「掲載可」の場合は園内に掲示している。</p> <p>■ 改善課題 ・保護者への周知の方法として、苦情解決体制については「重要事項説明書」に記載し、事業所内にも掲示しているが、苦情解決の「手順」については掲示のみにとどまるため、今後はわかりやすい説明を行うことが求められる。 ・今回の保護者アンケート調査では、設問項目「行政や第三者委員にも相談できることを知っているか」について「はい」と肯定する回答は37.0%にとどまった。今後に向けて検討を行うよう期待する。 ・今日、苦情を申し出た利用者等に対して、その後の対応の経過や改善結果を説明すること、および申し出た利用者等に不利益にならないよう配慮した上で公表することが、運営主体の社会福祉法人に対しては求められている。今後は、そのための体制づくりに向けた検討も期待する。 ・なお、この項目の評価の判断根拠については、ガイドラインでは、苦情解決状況の公表を行っていない場合は「c」と評価するとされていることによる。</p>	

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		評価
判断基準	a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	b
	b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・利用者等からの相談には、園長、主任保育士、担任保育士等が対応している。 ・専用の「相談室」は設置されていないが、個別相談が必要な場合は「職員更衣室」を使用し、その際は扉に「使用中」の札を出している。また、当事業所の「事務室」にはテーブルと椅子が設置され、相談内容によっては、その場所も対応時に活用している。</p> <p>■ 改善課題 ・経営層は「相談できる環境面の整備」の視点から、当事業所に専用の「相談室」がないことを課題としている。 ・保護者が必要に応じて相談でき、また事業所への意見が述べやすいようにするための環境づくりは、利用者本位の福祉サービスの提供において、不可欠のことである。そのためは、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法を事業所として構築する必要がある。苦情対応のみにとどまらず、相談対応についてもそのプロセス等を明確にし、適切に説明できることが求められる。今後の改善を期待する。</p>	

Ⅲ-1-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		評価
判断基準	a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	a
	b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c) 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)91.3% b)8.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・利用者等からの相談や意見は「個人面談」や日頃の「声かけ」「連絡帳」などで把握し、各クラスや「主任会」で検討し、対応している。また「昼礼」を活用して、職員間で共有している。なお、当園内の「リスクマネジメント委員会」において検討することと定めている。 ・「重要事項説明書」には「苦情解決は、申し出を受けて1日以内にその対応に着手することを原則とする」と記載されている。 ・今回の「利用者(保護者)アンケート調査」では「利用者等の不満・要望への対応」について「はい」と肯定的に回答した保護者の割合は82.6%となっている。 ・なお、この評価項目(細目)では、苦情について迅速に対応することはもとより、保護者の相談・要望・提案等にも、可能な限り迅速に対応できる体制を整備することを求めている。そのため、相談・意見に関する「受付から対応までのプロセス」についてはマニュアル化し、職員に対して十分に周知しておくことが求められる。</p>	

Ⅲ-1-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		評価
判断基準	a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	a
	b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・「リスクマネジメント委員会」を立ち上げ、月1回の予定で、各クラスを横断する取り組みを実施している。また、ヒヤリハットや事故の発生時には「いろんなこと報告書・事故報告書」に記載し、チーム会や職員会議で発生状況や再発防止について検討・共有し、職員の「危険への気づき」を促す機会としている。 ・事故対応マニュアルは、法人が認証を受けている「ISO」の基準により作成している。保育所で発生する事故に対応するため、この事故対応マニュアルでは、発熱・打撲などの17項目を設け、それぞれの対処方法を記載している。行政の方針が示され、園外保育に関するリスクマネジメントの強化に準じ、当園としては散歩や園外保育時の安全確保を課題として取り組んでいる。具体的には、利用する公園に設置されている遊具について、危険箇所などわかりやすくするために、写真撮影してマニュアルに添付するなど、取り組みを充実させている。 ・リスクマネジメントに関する外部研修に参加し、参加者は「職員会議」でその内容を報告し、共有している。 ・当園では、事故防止対策として、遊具の安全点検、事業所内外の点検を毎日実施している。 ・法人は、外部からの意見・指摘を受ける機会・体制として「ふれあいの橋の会」を設置している。年2回、当園に訪問・視察し、環境面などについての提案を受け、改善に活用している。</p>	

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全の確保のための体制を整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	a
	b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c) 感染症の予防策が講じられていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策については、法人として認証を受けている「ISO」の基準に応じた「感染症予防対応マニュアル」に職員の責任・役割を明示し、これを各部屋や事務所に設置している。また、マニュアルの内容については、年1回、見直している。厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018年改訂版)も設置している。 ・感染症予防対策に関する研修会を、法人研修として実施している。また、園内で開催する基礎研修でも、看護師が中心となって感染症対応について取り上げ、さらに「チーム会」などでも、例えば「吐物対応キット」などを準備し、嘔吐処理について実践的な研修を実施している。 ・行政から随時提供される感染症などに関する情報や、嘱託医からの感染症の情報は「昼礼」で共有している。また、保護者に対する情報提供としては、当園の玄関に掲示している。「保健だより」でも、感染症に関する情報を周知するようにしている。 ・重要事項説明書には「感染症についての登園基準」を記載し、保護者に周知している。 	

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		評価
判断基準	a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)65.2% b)30.4% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の「消防計画」や「非常災害訓練実施計画」を策定している。 ・また、自衛消防組織を結成し、避難訓練を毎月実施している。避難訓練の実施に際しては、消防署、警察署、駐在所と連携し、さまざまな訓練も行っている。さらに、災害発生時の避難場所として、近隣の中学校および病院と連携し、避難訓練を実施した。 ・事業所として「災害時備蓄品リスト」を作成し、不足のないように日頃から備蓄と整備に努めている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象に、引き渡し訓練の取り組みを開始した。その内容は、実施は年1回で、訓練日および引き取りの時間を事前に保護者へ知らせている。取り組みを開始したところであるが、さらなる災害への対応を見据えた実践的な訓練の実施についても、保護者との協力のもとに取り組んでいくことを期待する。 ・災害時の避難場所としては、近隣の中学校に加え、医療機関との連携ができています。一方、地域の自治会との連携・協力体制づくりには至っていないことを、当園では課題と認識している。今後の取り組みを期待する。 ・法人やエリアとしての災害時の安全確保の方針や対策も不明確である。今後の検討を期待する。 	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-1 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-1-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		評価
判断基準	a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	a
	b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)21.7% c)4.3% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の標準化は、保育を行う際の保育者間の差異を極力なくするための取り組みであるが、当園では、ISOに準じた各種の手順書(入退園、登降園、月案作成など)を備え、日常的に活用している。 ・また、当園では、社会的な課題となっている保育事故や災害等も意識して作成された「改訂・認定こども園教育・保育要領」の危機管理対応の項目を踏まえて、改めて安全等の記載の充実に取り組んでいる。手始めに、園外保育(散歩)について振り返り、詳細な散歩(安全)マニュアルを作成している。その一環として、楽しく安全に活動するため、大きな散歩用のマップを園児等も交えて作成し、園児、全職員で安全を確認して掲示している。 ・当園では「感染症マニュアル」「安全・事故対策マニュアル」「子どもの虐待防止対策マニュアル」等のマニュアルを整備しているが、特に近年発生しがちな災害を見据えた「防災マニュアル」については、全職員で内容の把握に努め、今後に備えている。 ・一方、法人が作成した保育の基盤となる「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」の「職員の振り返りと省察の視点」を活用し、具体的な保育の標準化に取り組み、3園合同で標準化に関する研修を年2回行っている。 ・保育者は、すでに「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」に基づき、法人作成の「保育士チェックリスト」で、自らの保育についての振り返り・省察行っているため、今後はその取り組みを保育の標準化につなげていくことに期待する。 	

Ⅲ-2-1-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		評価
判断基準	a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	b
	b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)65.2% b)17.4% c)4.3% 無回答)13.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園は、平成25(2017)年3月に「幼保連携型認定こども園」に移行し、3年目を迎えている。この間には「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂版や、法人作成の「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」の内容が示されている。 ・こうしたなかにおいて、園全体で「戸外遊び」(散歩)等のマニュアルを見直し、新たに安全確保のための充実した記載を持つマニュアルを作成し、保育に活用している。 ・なお、保育に関する検証や見直しは「全体的な計画」をはじめとする指導計画(月案・週日案)等については、立案から実施後まで定期的に毎月、各クラスや「主任・リーダー会」などで、期ごとや年度末にそれぞれ振り返り、次の計画に反映させている。ただし、保育に関わる各種のマニュアルについては「防災マニュアル」などは意識的な内容の把握に努めているが、保育現場に必要な具体的な手順書の作成や各種マニュアルの定期的な検証・見直しには至っていない。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この項目に対する職員自己評価の肯定率は、高くはない。「認定こども園」に移行して3年となるが、保育の標準化に向けた取り組みには、時間を要している。運営上、1号認定、2号認定、3号認定の園児の在籍と、それに伴う保育内容等もあり、保育現場からの意見や提案を反映させながらの手順書の作成には難しさもあると思われる。 ・現在、法人が独自に作成した「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」に基づき、標準化を進めていることから、今後の取り組みに期待する。 	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。		評価
判断基準	a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	a
	b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの心身状況や生活状況については、入園時の児童票(家庭状況、健康状況)や保護者懇談によって把握し、入園後は児童票に加えて、登降園時の保護者との対話、連絡帳、個人懇談、指導計画(個別案含む)の実施状況等から把握している。 初めて保育園を利用する子ども・保護者については、慣れ保育を実施している。また、食物アレルギーを持つ子ども、支援困難な家庭の子ども、気になる子どもなどについては、看護師・栄養士等を交えて丁寧な説明を行うとともに、情報収集を行っている。把握した情報は「職員会議」で共有され、指導計画の策定の参考になっている。 保育は、上記を踏まえて「全体的な計画」のもとに、発達別の「年間指導計画」と具体的な「指導計画」、そして3歳未満児と、障害のある子どもや気になる子ども等の「個別指導計画」を、保護者の要望等も取り入れて作成する。 個別を含む「指導計画」は、クラスごと、主任保育士の指導のもとに、複数の保育士で話し合い、作成している。支援困難な子どものケースなどは、園長、看護師、栄養士等や関係者(園医、心理士)の意見も取り入れて作成している。 個別指導計画については、保育士は、具体的な援助の内容を保護者に口頭や連絡帳で伝えるとともに、希望する保護者には個別案の開示も行っている。また、2～5歳児の指導計画には、全体的な子どもの状況と気になる子どもへの配慮を記載する枠を設け、子どもの様子を把握している。 一方、個別の児童票には、子どもの様子を0～1歳児は毎月、2～5歳児は3期に分けて記載し、併せてクラス担任が年齢に見合う発達状況かどうかを確認し、保育者間で共有している。なお、児童票の保護者の状況は、定期的に年度末に確認している。こうしたことから、子どもや保護者の状況を踏まえた計画的なアセスメントのもとに保育が実施されていることがうかがえる。 	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		評価
判断基準	a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	a
	b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c) 指導計画について、実施状況の評価と計画に見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)26.1% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「指導計画」(年、月、週日案)は、教育および保育内容に関する「全体的な計画」に基づくとともに、法人独自の考え方を示す「こほうえん保育、教育ベーシックガイド」を参考に作成している。「全体的な計画」や「こほうえん保育・教育ベーシックガイド」は、年度末に園内で振り返りを行い、法人系列の保育施設の園長、副園長が中心となり、合同で毎年見直しを行っている。 保育を実施する上での「年間指導計画」や毎月の月案等(個別案含む)は、主任保育士を交えてクラスごとに話し合い、ISO基準による手順に沿って作成している。月案は、乳児クラス、幼児クラスの「チーム会」や「月案会議」を経て実施され、実施後は、クラスごとの振り返りの結果を報告し合い、次月の指導計画に反映させるように努めている。 月案(個別案含む)に変更がある場合は、必要に応じて「主任・リーダー会」などで検討し、毎日の「昼礼」等で職員に周知し、共有している。 3歳未満児や障害のある子ども、または気になる子どもの「個別案」は、保護者の要望も踏まえて作成し、実施後は保護者に感想等を聞くなどして、次回の「個別案」に反映させるようにしている。 当園は、保育の見える化(ドキュメンテーション)を進めている。そのなかで「全体的な計画」をはじめとして、毎月の月案、週日案はクラスごとに掲示している。 なお、職員自己評価では「指導計画を緊急に変更する場合のしきみを整備している」の項目についての肯定的な回答は低率であり、今後の取り組みに期待するとともに、現在「認定こども園教育・保育要領」の改訂に伴って取り組んでいる「月案」の書式の見直しにも期待する。 	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		評価
判断基準	a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	a
	b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの記録は、入園時に保護者が記載する「児童票」や「面談シート」をはじめ、さらに「連絡帳」「指導計画」(月案、週日案)や、主に3歳未満児の「個別指導計画」「保育・教育経過記録」と、視診・健診・身体計測の結果を記載する「健康管理記録」などがある。 ・「指導計画」(月案)は、幼保連携型認定こども園としての教育と保育が一体的に行われることを踏まえ、記載の充実を目指して、書式の見直しを進めている。現時点では0～1歳児の月案の書式を試行しているところである。 ・子ども一人ひとりの「保育・教育経過記録」は、0歳児は毎月、2歳児以上は3期に分けて、発達のチェックとともにその結果を「児童票」に記載している。その際、内容や書き方は主任保育士が指導している。また「園児管理システム」の導入(ICT化)を進めているが、現状は一部の導入にとどまり、全体的な活用と理解の取り組みにはまだ時間を要するとしている。 ・全園児の状況は、毎日の「昼礼」で職員に周知して共有している。さらに、個別を含む子どもの状況は、毎月の「職員会議」や必要に応じて開催する「主任・リーダー会議」で報告し、共有している。 ・延長保育の子どもの引き継ぎ、申し送りは「視診表」(健康、連絡事項)を活用して行っている。 	

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		評価
判断基準	a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	a
	b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対しては「重要事項説明書」で法人が定める「個人情報保護基本方針」に従って保育を行うことを、入園時に説明している。 ・基本的には「保護者に無断で情報を外部に提供しない」としている。ただし、法人の広報誌、ホームページのほか「園だより」「クラスだより」、また各種の手紙類、保育活動の写真、病院受診時の情報提供等について理解を求め、その諾否について確認している。 ・児童票、指導計画、子ども・保護者に関する「懇談記録」等の取り扱いは「運営規定」に定められている。園長は、教職員に周知した上で、事務室の書類棚に施錠し、保管している。また、子どもの記録の管理に当たっては、教職員にパソコンのアクセス権限を設けている。 ・「個人情報保護基本方針」に関しては「重要事項説明書」のなかで、質問、問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の相談にも応じることを明示している。 	

A-1 保育内容

A-1-1 保育課程の編成

A-1-1-1 ① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。		評価
判断基準	a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成している。	a
	b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育課程は、幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園に共通する「全体的な計画」に改められた(以下「全体的な計画」)。 ・当園の「全体的な計画」は、法人の保育理念「一人ひとりの発達と個性を大切に、生きる根っこを育みます」や、保育・教育目標の「心も体も元気な子ども」などを軸に「児童福祉法」「保育所保育指針(以下「保育指針」)および「認定こども園教育、保育要領」「認定こども園法」「教育基本法及び学校保健安全法」「児童の権利」等の趣旨を参考に編成されている。また、法人の系列園が合同で保育の基本を「こほろえん保育・教育ベーシックガイド」にまとめて編成し、指導計画の作成時に活用している。 ・「全体的な計画」には、保育の目標を達成するために基本となる「子どもの発達過程」「保育のねらい・内容」「保育時間」「小学校との接続」「家庭・地域との連携」「当園の特色」など、園の全体像が包括的に記載されている。 ・「全体的な計画」は、まずクラスごとに話し合いを行い、その結果に基づき「主任・リーダー会」などを経て、主任、副園長、園長等が作成しているが、作成にあたっては、法人系列園とも連携しながら作業を進めている。 ・「全体的な計画」は、年度当初の「職員会議」等で改めて職員に周知し、また年度末には振り返りを行っている。 	

A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-2-1 ① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		評価
判断基準	a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.6% b)30.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育方針に「一人ひとりの発達と個性を大切に、生きる根っこを育みます」を掲げ、園生活で子どもが伸び伸び過ごせるように、保育環境を整えることに力を入れている。 ・園舎は2階建てで、1階は0～2歳児、2階は3～5歳児の保育室である。各保育室ともテラス付きで明るく、比較的空間があるため、食事、睡眠などの生活の場と好きな玩具遊び等ができるコーナーが確保されている。 ・保育室は、季節や気候に合わせて温度、湿度、換気の調節(乳児は冬は床暖房)を行うとともに、発達に見合う家具(テーブル、椅子他)、玩具、遊具(園庭の運動用具含む)類なども安全と衛生面(玩具の消毒等)に配慮して整備している。 ・0～2歳児の手洗い場やトイレは、子どもが使用しやすいつくりとなっている。保育者の援助で子どもが丁寧に手を洗う姿も見られる。また、保育室には畳のスペースがあり、保育者の見守るなかで、子どもは安心して横になったり、好きな玩具で遊んだりしている。 ・3～5歳児の保育室の遊びのコーナーには、子ども用の長椅子が置いてあり、外遊びから帰ってきた子どもが友だちとくつろぐ姿も見られる。 ・当園は、子どもたちが自然物(昆虫、植物)と触れる体験を大切に考え、園内の随所にコーナーを設け、子どもに興味・関心を持たせるように工夫している。 ・0～5歳児の指導計画(月案)には、養護と教育の一体化として「育てたい内容」「保育者の関わり・環境構成」を具体的に記載し、実践に取り組んでいる。 	

A-1-1(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		評価
判断基準	a)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	b)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
	c)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもをあるがままに受け入れ、容認する「受容」を行うにあたっては、児童票、連絡帳、個人懇談等からの情報を把握し、対応している。 把握した一人ひとり子どもの情報を、指導計画(個別を含む)に反映させて援助を行っている。例えば、1歳児の個別案では、発達過程で起こり得る「イヤイヤ期」(食事や排泄等の拒否)などには、保護者と一緒に考え、きめ細かく連携しながら進めるなどである。 一人ひとりの子どもの欲求や気持ちの理解については、クラスの複数の保育者(チーム会)で「子どもに対する保育の姿勢」等のテーマで話し合い、保育者は子どもに対する態度、かかわり方、否定語を使わないことなどを確認し合うとともに、さらに「主任会」「主任・リーダー会」でも議題に取り上げ、保育者間で共有するように努めている。 当園では、3～5歳児のクラスを対象に「園内公開保育」を実施し、保育内容について、また保育者の子どもへの適切な関わり方等を学び合う機会を持っている。 さらに、子ども一人ひとりの個別(0～5歳児)を含む援助等の保育内容に関しては、指導計画の振り返りをはじめ「全体的な計画」「こうほうえん保育・教育バージョンガイド」等を参照し、加えてクラス内や「主任会」「主任・リーダー会」等で話し合っている。 なお、当園では、保育士のための自己評価(こうほうえん保育士チェックリスト)を年4回実施し、自らの保育を振り返る機会を設けている。ただし「分析までには至っていない」としているため、今後の取り組みに期待する。また、職員自己評価では「せかず言葉、制止させる言葉を不必要に用いないようにしている」の項目については肯定する回答が低率であることから、保育者が遊びのなかで「だめ」「早く」など思わず口にするこれらの言葉は、絶えず保育者間で意識的に話し合うことが求められる。 評価にあたっては、保育現場における子どもと保育者の様子、記録等から総合的に判断した。 	

A-1-1(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		評価
判断基準	a)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	b)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全体的な計画」の発達過程を踏まえた「養護」に基づき、子どもが基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など)を取得するための指導計画を発達別に立案し、実施している。 特に、3歳未満児については、一人ひとりの子どもに合わせた援助を行うために、保護者からの情報(対話、連絡帳)を取り入れて、個別案を作成している。 具体的な1歳児の例では、排泄の際のスボンやパンツの着脱を子ども自身ができるように、保育者はやり方をゆっくり見せている。 1歳児が自分で行おうとしていたら、その子どもに「がんばってね」など声をかけ、またそのときの様子を保護者にも伝えている。食具の使い方、手の洗い方などの生活場面では、同様に繰り返し丁寧にかかわるように努めている。 園舎内は明るく、子どもが生活する保育室にはスペースがあり、水回りやトイレなども発達が発達されたものになっていて、衛生面、安全面にも配慮されている。 一方、5歳児の月案例では「育てたい内容」について「生活に必要な習慣や態度が身につく、自信を持って生活できるようにしていく」と記載されている。 保育教諭は、発達の5歳児が自分の健康を考えたり、生活場面に応じて行動したりできるように側面から見守り、援助している。また、5歳児の集団では、皆で手洗いの大切さを保育教諭を交えて話し合うことも行っている。 当園では、全園児に連絡帳があり、3～5歳児も必要に応じて活用し、園と家庭との連続性に配慮した保育を行っている。 健康面や衛生面についての知識、生活習慣の大切さなどは、看護師が、主に3～5歳児を中心に年間を通して実践を交えて伝えている。 	

A-1-1(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		評価
判断基準	a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
	c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 87.0% b) 13.0% c) 0.0% 無回答) 0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園の保育は、教育・保育目標の「心も体も元気な子ども」に基づくとともに「こほうえん保育・教育ベーシックガイド」をベースに進めている。 ・「こほうえん保育・教育ベーシックガイド」には、子どもの主体的な遊びを大切にしている保育の5項目(①好きな遊びが十分できる環境、②自由遊びを大事にした保育、③コーナー遊びの充実、④異年齢児と交流できる環境、⑤子どもの活動を見守る活動)を掲げている。 ・発達別の指導計画は、上記の5項目を踏まえて作成し、保育教諭は、子どもが自ら動き、遊ぶ環境を整えることに努めている。 ・自然環境に恵まれた当園は、積極的に散歩や戸外での遊びを取り入れているほか、園庭での運動遊び(乗り物、大型遊具、砂場含む)も日常的に行っている。 ・保育室には、発達に配慮した遊びのコーナーがあり、子どもが好きな玩具で遊んだり、友だちと関わっている姿が見られる。 ・また、廊下には飼育している昆虫や金魚のケースが並べられ、そばには動植物の図鑑を含めた絵本棚があり、子どもの生きものへの興味や関心を誘っている。 ・3～5歳児では、定期的に食事とともに「異年齢児交流」を実施し、廊下や園庭でも親しく声をかけ合い、友だちの輪を広げている。 ・一方、集団活動では、デイリープログラム(日案)に教育時間帯を設定し、3歳以上児では、曜日別に5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を踏まえた遊び(教育)を展開している。 ・人間関係では、地域の人が保育に参加して子どもと一緒に季節の行事等(もちつき大会など)を楽しむプログラムも多彩に取り入れている。 ・当園では、散歩の際には、地域の人に出会ったら積極的に園児から挨拶するように指導している。 	

A-1-1(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 78.3% b) 17.4% c) 0.0% 無回答) 4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育では、子どもがまだ疾病への抵抗力が弱く、発育・発達が未熟であること等を考慮し、看護師を配置して一人ひとりの子どもの健康状態を常に把握するようにしている。 ・保育内容は「全体的な計画」のもとに、乳児保育の3つの視点(健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近なものに関わり感性が育つ)を意識し、指導計画(個別を含む)を作成して実践している。 ・0歳児の保育は、同じ保育者が応答的にかかわることで子どもとの信頼関係や愛着関係が生まれると考え、主に生活面(食事、排泄、睡眠、着脱など)の援助については、昨年度から担当制にしている。ただし、個別を含む「指導計画」は、複数の保育者間で話し合って立案し、遊びの場面も保育者が見守るようにしている。 ・1月の月案例では「育てたい内容」の一つに「全身や指先を使った遊びを楽しむ」を掲げ、運動や散歩を積極的に取り入れ、指先を使う玩具を整えている。保育者が研修で学んだ手づくり玩具もあり、子どもたちは、引っ張る、つまむなどして楽しく遊び、保育者はその傍らで一人ひとりの子どもの状況に合わせて援助している。 ・朝夕の延長保育では、長時間保育になることの子どもの健康や食事(授乳含む)への影響等を「視診表」を活用して保育者間で細やかに引き継いでいる。 ・保護者とは、連絡帳、登降園時の対話、個人懇談などで情報交換し、個別計画の参考にしている。 ・担当制については、入園時に保育内容とともに保護者に説明している。 	

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)21.7% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～2歳児の保育は「全体的な計画」と「こうほうえん保育・教育ベーシックガイド」に基づく年間と月案の指導計画(個別含む)によって実施している。 ・1歳児の教育・保育目標は「安心できる保育者との関係のなかで、自分のしようとする気持ちが芽生える」であり、2歳児では「自立心の芽生えを尊重しながら、探索活動を広げる」である。個別を含む指導計画は、これらの教育・保育目標を踏まえて作成されている。 ・「個別指導計画」については、子どもへの保健的な配慮とともに、1～2歳児の場合はまだ周囲の大人に甘えや自己主張の受け止めを求めため、子どもの気持ちを汲み取る必要性から保護者とは情報交換を密にし、作成している。 ・具体的な自立に向けた一人ひとりの子どもへの援助は、主に生活面(食事、排泄、着脱、清潔など)について行っている。外遊びから帰って来た2歳児に対して、保育者が「コートや靴下を片づけようね」とやさしく声をかける姿なども見られる。 ・当園では、戸外遊びに力を入れている。1～2歳児でも、自然に触れる散歩や運動遊びを通して、この時期の子どもの特徴である「いろいろな場所や物に興味や関心を持たせる探索活動」などの遊びが活発にできるようにしている。 ・室内のコーナー遊びでは、1～2歳児は発声も明瞭になり、語彙も増えてくることから、友だちと一緒に遊ぶ「見立て遊び」や「玩具遊び」などの環境に配慮している。しかし、自己主張のぶつかり合いからトラブルも多くなるため、保育者はそのつど仲立ちしている。その際には、双方の子どもの話を焦らずによく聞き、対応している。 ・「個別指導計画」は、保護者の希望に応じて開示している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～2歳児は、個人差が目立つ時期でもある。また、発達が気になる子どもが在籍しているため、職員自己評価の自由意見では「集団保育の難しさ」についてもうかがうことができる。今後は、子どもの特性に合った対応や教職員の人員配置等も念頭に、例えば同じ保育室で集団をグループ化する対応等も考えられる。 ・いずれにせよ、当園では「気になる子」の在籍の有無にかかわらず、改めて一人ひとりの子どもの生活と遊びについてアセスメントし、室内の保育環境の見直し等を園全体で話し合い、工夫することが期待される。 	

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)13.0% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」で、3歳以上児の養護と教育を踏まえた教育・保育目標を定めている。3歳児は「身近な人と関わり、友だちと遊ぶことを楽しむ」、4歳児は「保育者や友だちと遊びながら、つながりを広げ、集団で活動することを楽しむ」、5歳児は「様々な経験や対人関係の広がりから、自立心を高め、就学への意欲や期待を持つ」である。 ・教育・保育目標は、各年齢の基本的な生活習慣の定着を援助するとともに、改訂された「認定こども園教育・保育要領」に示された10の姿(健康な心と体など)と5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を意識し、年齢別集団における生活と遊びの指導計画(月・週案)のもとに実施している。 ・当園は、四季の自然を活用したさまざまな遊びに力を入れ、そのなかには「自然を学ぶ」も入れている(年4回)。子どもたちに身近な自然の事象(四季の変化など)や動植物と触れ合うなかで、自然への気づきと親しみを深めるものとして実施し、そのための保育環境も整えている。 ・そのほか、教育面では遊戯室や園庭での運動遊び、外部講師やボランティアによる「科学」「英語」「リトミック」「サッカー」「お話し会」「お点前(茶道)」等を実施し、子どもは保育教諭以外の人の存在とかわり、いろいろな体験をしている。 ・一人ひとりの子どもの状況は、定期的に児童票に記録し、保育活動は「ドキュメンテーション」として掲示し、また「園だより」「クラスだより」等で保護者にも知らせている。 ・また、就学に関しては、保護者と個人懇談を行い、就学についての不安や心構え等を話し合っている。また、園と地域の小学校との連携から、小学校の情報を口頭や資料で伝えている。 ・なお、保育内容の充実のためにも、外部講師、ボランティアによる指導計画や講師等との振り返りについて記録すること等が望まれる。 	

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)30.4% b)60.9% c)0.0% 無回答)8.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の診断を受けてはいないが、その配慮を必要とする子ども、保育のなかで発達等が気になる子どもが在園している。これらの子どもについては、クラス別の月案に「気になる子ども」について記載するとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別計画の内容については複数の保育者が話し合って作成し、援助の実践に努めている。 ・当園は、米子市児童発達支援センターあかしや(以下、あかしや支援)と連携し、保護者の了解のもと、配慮を必要とする子どもの指導方法や気になる子どもについての「ケース会議」(事例検討)を毎週行っている。そのなかで得られた知識や対応などは、保育現場に活用している。 ・園の保育教諭等は「あかしや支援」で行われる研修等にも参加し、昨年度は療育センターを受診する親子に同行し、子どもへの対応を学び、助言等を受け、職員間で共有を図っている。また、そうした取り組みとは別に、行政の巡回指導員に「気になる子ども」の観察を依頼し、観察後に保育者等と子どもへの対応等について話し合いを行っている。 ・上記のことなどを踏まえ、日常の保育における「気になる子ども」等への対応は、一人ひとりに合わせた遊びや生活の援助に努め、そのなかで予測される子どもの行動(嘔む癖、落ち着かない等)には、クラス内の保育者がすぐ動けるように、声をかけ合うなど連携して取り組んでいる。 ・一方、保育者が「発達障害の傾向があるのではないか」と感じていても、保護者が気づいていない場合や「そのうち他の子どもと同じになるだろう」と思っていることがあり、保護者への対応の難しさもあるとしている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園では、医学的な診断を受けてはいないが、配慮を必要とする子どもや気になる子どもについて、行政の専門機関と連携し、研修や定期的なケース会議等を開催するなど、さまざまに取り組んでいる。 ・しかしながら、この項目に対する職員自己評価は低率である。配慮を必要とする子どもや気になる子どもについては、基本的には子どもの特性を把握した上で対応するとともに(そのための技術を身につける必要がある)、ともに子どもを支える保護者との連携、そして集団における他の子どもへの配慮等が求められる。いずれにしても、改めて配慮を必要とする子どもや気になる子どもの日常生活がさらにスムーズに送れるよう検討し、支援することが期待される。 	

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b)長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が安心・安全に園生活を送れるようにするために、子どもの健康状態には常に留意している。特に、保育時間を延長する子どもについては、引き継ぎ担当者間で「視診表」によって確認し、きめ細やかな子どもの状態の把握に努めている。なかでも、0～2歳児や1号認定の子どもは、保育者や保育室が変わることで、体調変化や情緒的に不安が出ることもあるため、慎重に進めている。 ・朝夕の延長保育は、玄関に近い2歳児の保育室に0～5歳児が集まり、担当保育者の見守りのなかで、合同保育を行っている。 ・延長保育の指導計画は、特に立案されていないが、子どもたちは担当保育者のもと、自由遊びを中心に好きな玩具やカード遊び(畳コーナー)などで、異年齢児でゆったりと楽しんでいる。 ・また、18時以降にお迎えとなる子どもについては軽食を摂っているが、現時点では19時までには全園児が帰宅している。 ・なお、延長保育は、合同保育の異年齢児保育の形態で行われている。当園では異年齢児交流を活発に進めていることから、短時間ではあるが、一日の保育を見通すためにも、延長保育の指導計画が望まれる。 	

A-1-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		評価
判断基準	a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 78.3% b) 8.7% c) 0.0% 無回答) 13.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学については「全体的な計画」のなかで「小学校以上との接続について注力する点」として位置づけ、取り組みは「年間指導計画」「月・週案」で行っている。 ・5歳児担任の保育教諭は、子どもが不安なく就学できるように、改めて自立した生活習慣が身につくよう援助するとともに、小学校をイメージするための絵本や小学校からのお知らせ(掲示)などを折に触れて伝えたり、紹介したりしている。また、小学校見学(行事を含む)をはじめ、地区の小学校1年生との遊びの交流会を実施するなど、就学への期待を高められるようにしている。 ・5歳児は、園の行事では中心的な役割を果たし、さらには家庭と離れ、友だちと夕食づくりも行う「お泊り保育」での経験を通じて、自信と自立心を育てている。一方、5歳児を中心に、地区の3園との触れ合い交流のほか、系列園と合同で「城山登山」を実施するなど、他園の子どもとも遊びを通して交流し、人とかかわる力をつけている。 ・当園では、地域の保育施設や小学校との連絡会で情報交換を行い、連携を図っている。また、保護者とは懇談会の機会を利用し、就学に際しての生活リズム等について話し合っている。 ・「幼保連携型認定こども園園児指導要録」は、担任と主任が作成し、園長の確認を得て小学校に送付し、職員会議等でも報告されている。 ・小学校には事前に「就学時引き継ぎシート」を送り、気になる子どもについての状況を小学校側と話し合っている。 	

A-1-1-(3) 健康管理

IV-1-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		評価
判断基準	a) 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 73.9% b) 21.7% c) 0.0% 無回答) 4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康と安全の確保は、認定こども園における生活の基本である。当園では一人ひとりの子どもの健康状況について、入園時の保護者(母子手帳持参)との懇談により、予防接種の有無、既往歴等について確認している。入園後は、登降園時の視診や連絡帳から子どもの状態を把握し、昼礼時などに職員への周知を図っている。 ・個別の児童票には、保育経過記録とともに、身体計測、医師による健診など健康の記録が記載されている。 ・看護師は、通常は0歳児の保育にあたっているが、さらに全園児の健康状態を把握し、子どもの体調不良時、けが等の場合などにも適切に対応するほか、服薬の支援を行っている(医師の処方のみ)。また、看護師は、保育者に対しても、感染症やけが等の場合の応急処置の知識や実践(ノロウイルス感染等を予防する処理など)についての指導を行っている。 ・乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防については、睡眠中の呼吸チェックを行うとともに(0歳児は5分、1歳児は10分、2歳児は15分間)、保護者に対しても「家庭でも子どもを仰向けに寝かせること」などの睡眠時の注意点等を入園時や掲示などを通じて伝えている。 ・「健康と安全に関するマニュアル」も整備され、保育教諭等は必要に応じてマニュアルを活用している。 ・なお、職員自己評価では「子どもの保健に関する計画を作成している」「既往歴等について保護者から必要な情報が得られるように努めている」「保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)について情報提供している」の各項目に関して、肯定率は約6割にとどまっている。改めて、看護師と保育者が連携した上で、さらなる取り組みを行うよう期待する。 	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		評価
判断基準	a)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	b)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)60.9% b)21.7% c)4.3% 無回答)13.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の子どもの健康状況は、各クラスの保育教諭が把握に努め、その上で「保健計画」のもと、毎月の「身体測定」や園医による年2回の「内科健診」や「歯科健診」(年1回)および「尿検査」(年2回)を実施している。 ・身体測定や園医による健診の結果はそのつど全職員で共有し、また保護者へも知らせている。さらに、結果次第では、看護師、園長から保護者に対して受診を勧め、受診後の報告(虫歯治療など)も受けている。 ・健康については、各クラスとも、保育のなかで「絵本」や「紙芝居」等を通じて身体を大切にすることについて日常的に伝えているが、3～5歳児には「年間保健計画」のもとに看護師と保育教諭が連携し、身体のしくみ、病気予防のための手洗い、歯磨きの大切さ等について、実践を交えて伝えている。 ・保護者に対しては、健康面への配慮等については「重要事項説明書」に保健と健康管理、感染症発生時の登園基準等を掲載して知らせているほか、毎月「保健だより」を発行し、季節性の感染症の予防、子どもの発達に伴うトラブルへの対応、生活リズムのことなど、健康に関する情報を取り上げ、情報提供している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員自己評価では「健診結果の職員への周知」「健診結果を保健計画に反映させた保育」について、肯定率は高くはない。 ・認定こども園における健康診断は、学校保健安全法の規定に基づき行われている。また「認定こども園教育・保育要領」では、保育教諭等は健康診断に際して、園児一人ひとりの健康状態、発育・発達の状態、保護者からの質問などを園医に伝え、適切な判断や助言を受けることが大切であるとしている。こうした規定も踏まえて、改めて園全体で話し合うことを期待する。 	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		評価
判断基準	a)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
	b)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.6% b)30.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患、慢性疾患等のことが気になる子どもの健康面に関しては、入園時に保護者が提出する書類や個人懇談で確認している。 ・食物アレルギーを持つ子どもについては、医療機関の診断書の提出を受け、また園長、看護師、担当保育者が丁寧に聞き取りを行い、食事内容についても確認している。また、個人懇談の情報は、職員会議で周知を図り、園長、副園長等は、業務委託先の栄養士等とアレルギーの子どもの食事内容について話し合っている。さらに、進級時には、改めて保護者と子どもの状態を話し合い、医師の診断書の提出を求めている。 ・食物アレルギーを持つ子どもの食事は、配膳ミスを防ぐため、厨房で確認し、さらに調理師とクラス担任が献立をチェックしている。園長は、事故を防ぐため、献立チェック体制の見直しを考えている。 ・食物アレルギーを持つ子どもへの実際の対応にあたっては、食事のトレイは他児とは違う色のトレイにし、また一人用のテーブルで、保育教諭が見守るなかで食べてもらうようにしている。 ・食物アレルギーのガイドラインを備え、保育教諭は必要に応じてガイドラインに目を通し、また職員間で対応を話し合っている。 ・看護師は、食物アレルギー、食中毒等の外部研修等に参加した際には、職員会議で研修内容等を報告し、保育者等がアレルギーについての最新知識を得られるようにしている。 ・なお、職員自己評価では「アレルギー疾患などに関する情報・技術の取得」「保護者等の理解を促すための取り組み」の項目の肯定率は高くはない。食物アレルギーを持つ子どもへの対応で第一に重要なことは、安全・安心の確保である。その確保の上で、組織的に最善を尽くす必要があるとともに、保護者も含めて「食物アレルギー」に対する理解を深めていくことが求められる。園長は課題意識を持っているので、今後の取り組みに期待する。 	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		評価
判断基準	a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)26.1% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食事については「全体的な計画」のなかで「食育の推進」として位置づけ、また「重要事項説明書」にも、食事についての考え方や取り組み(給食、おやつ)等を記載している。具体的には、0～5歳児の「年間食育計画」によって進めている。食事を楽しむ観点から、例えば、2歳児は「楽しい雰囲気や発達に応じた食具を使い、自分で食べようとする」、4歳児では「栽培活動やクッキング経験を通してさまざまな食材に興味・関心を持つ」などとしている。 ・実際の食事場面では、発達の著しい0～2歳児には、スプーンなどの食具・食器をはじめ、椅子・食卓の高低にも配慮している。さらに、保育者は個別に声をかけながら、子どもの食事を援助している。 ・3～5歳児では「当番活動」を行い、自分で三角巾、エプロンをつけ、3～4名で食卓を整えたり、配膳したりしている。当番活動では、どの子どもも張り切って行動している。 ・保育教諭は、喫食状況を把握しながら「お代わりどうぞ」と声をかけている。また、食事の場面については季節感も考慮し、保育室付きのテラスでの食事を実施している。 ・一方で「仲よし家族」と名づけた食事を介した「異年齢児活動」(3～5歳児)を定期的に行い、子ども同士の交流の幅を広げている。 ・栽培活動については、全園児が発達に応じて関わり、広い園庭の一角を活用してさまざまな夏野菜を栽培している。収穫した野菜は厨房で調理され、給食として子どもたちが食べている。当園では、どの子どもも栽培に関わることで、食事の大切さや食に対する興味・関心を深められるようにしている。 	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		評価
判断基準	a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
	b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)60.9% b)34.8% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食は、食品の安全衛生を第一に考えて業務委託を行い、発達状況に応じた食事を園舎内の調理室で調理し、2時間以内に子どもたちに提供することとしている。 ・和食中心の献立については、行政の献立を参考にして委託先の栄養士と連携し、栄養バランスに配慮しつつ、さらに旬の地元の食材等も取り入れて作成している。 ・毎月「給食委員会」を開催している。この委員会には、当園の栄養士(現在は育休中のため他事業所の栄養士が兼務)、委託先の栄養士、園長、副園長、各クラスの保育者などが参加し、子どもの喫食状況についての報告、行事食を含む献立のこと、また食材などについて話し合っている。 ・毎月発行する「食育だより」には、子どもの食事の状況、好評を得た給食のレシピ、さらに「噛む」ことの大切さなどをイラスト入りで掲載し、保護者に伝えている。 ・食事(離乳食含む)に関する保護者からの相談には、必要に応じて栄養士、看護師、園長が対応している。 ・厨房の衛生管理については、委託先がマニュアルに基づき適切に行っている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の自己評価の肯定率は6割台であり、特に「残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している」「食文化、行事食などを取り入れている」などは5割前後と低率である。改めて、給食委員会等で献立や子どもの喫食状況等について話し合い、子どもが安心して、おいしく食べることのできる食事の提供ができるように期待する。 	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている		評価
判断基準	a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない	
	c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.6% b)17.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・子どもの園生活を充実させるには、家庭との連携は不可欠である。子どもに関する保護者との情報交換は、主に登降園時に口頭や連絡帳で行い、当園では3～5歳児にも連絡帳を出席シール帳とセットで用意し、活用している。また、保護者とは、子どもの発達や保育の意図などについての相互理解を図るため、保護者総会をはじめ、クラス懇談会(年3回)、個人懇談会(年2回)、保育参加、給食試食会を実施しているほか「園だより」「クラスだより」で保育内容を具体的に伝えている(保育参観は常に可能としている)。 ・保育参加は、10月、1月に実施されているが(うち1回は参加必須)、保護者には、朝から昼食(試食)までの時間を子どもとともに過ごしてもらい、昼食後は、子どもの状況や保育内容などについて保護者と話し合い、保育について理解してもらうことにつなげている(児童票に懇談記録を行う)。 ・一方、当園では、保護者と子どもと一緒に楽しめる「親子遠足」「親子ふれあいコンサート」のほか、保護者も祝う「バースデーランチ」(3歳以上児)等を実施している。また、クラスごとに絵本を紹介する「絵本だより」も発行している。これらの取り組みは、親子の思い出や子育てのよいヒントになっている。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		評価
判断基準	a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)26.1% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当園の施設目的には「教育並びに保育を必要とする子どもの養護と教育を一体化した保育を行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする」と明記されている。また「全体的な計画」には「家庭との連携」として位置づけ、園と家庭が互いに協力し合い、情報共有することが記載されている。 ・保護者とは、日常的な登降園時における対話や連絡帳で情報交換し、懇談会や保育参加等を通じて信頼関係の構築に努めている。 ・保護者の子育ての悩み(発達のこと、食事のこと、健康のこと等)の相談は、通常はクラス担任が受けているが、必要に応じて看護師、主任、園長等が対応し、相談の内容次第では「主任会」「主任・リーダー会」における検討や専門機関につなげるようにしている(懇談記録)。 ・日常的な保育時間の延長などには、保護者の事情に鑑み、柔軟に対応している。 ・利用者調査の自由記述からは「子どもが毎日楽しそうに園に行くので、安心して子どもを預けられる」などの好意的な声が寄せられている。</p>	

A-2-2-2 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		評価
判断基準	a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)73.9% b)21.7% c)0.0% 無回答)4.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の予防の取り組みについては「重要事項説明書」に「虐待防止マニュアルを整備するとともに、日々の教育・保育のなかで気づいたことは全職員に周知し、虐待予防に努める。また、虐待が疑われる場合、虐待を発見した際には、関係機関に通報・相談を行う義務があり、了承いただきたい」との旨を明記し、保護者に対して伝えている。 ・当園では、登園時に「視診表」を用いて子どもの体調や様子を確認している。また、保育中には、衣服の着脱や身体計測等の際に「子どもの身体にあざや傷などがないか」について気をつけて見ている。 ・子どもの様子や保護者に不適切な養育状況が見られた場合には、主任、園長、看護師をはじめ、チーム会、主任会、主任・リーダー会でも対応について話し合っている。 ・虐待予防等の子どもの権利擁護に関する研修は、入職時に法人研修として行われている。また、日常の保育では、必要に応じて「虐待防止対応マニュアル」に目を通したり、年4回行われる法人の「保育士チェックリスト」の項目である「虐待している親への対応」の箇所でも、自ら振り返ったりしている。 ・「虐待防止対応マニュアル」を整備している。また「保育士チェックリスト」を使用した確認を実施し、教職員等は虐待予防等の知識はあると思われる。また、当園には要支援保護家庭の園児も在園していることから、園長も毎月かかわり、担当者間で対応について話し合っている。 ・虐待予防等に関する現状の取り組みについて、当園では概ね上記の状況であるとしているが、園長は「要支援保護家庭への対応も含めて、虐待予防に関しては、教職員の学習・研修をさらに深める必要がある」という課題意識を持っている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等は「虐待防止対応マニュアル」や「保育士チェックリスト」で虐待予防に対する認識はあると思われるが、これらを活用した保育の具体的な取り組みは不十分と言える。 ・児童の虐待防止は、社会的にも課題とされている。そのなかで、保育施設の果たす役割は大きく、今後の取り組みに期待する。 ・また、保護者に対しては、行政の資料の配布にとどまらず、さらに「虐待等権利侵害」とは何か(大人の言動、不適切な養育など)について看護師、栄養士等も交えて話し合い、わかりやすい言葉や工夫(イラストを入れるなど)を加え、啓発していくことが望まれる。 	

A-3 保育の質の向上

A-3-1 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A-3-1-1 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		評価
判断基準	a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)78.3% b)21.7% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい保育所保育指針への改訂を踏まえ、法人内の全保育園共通で保育・教育活動を明示した「こうほうえんベーシックガイドライン」を定めた。このなかで「職員の振り返り・省察の視点」(9基準・72項目)を明示し、その項目に沿った「保育士のための自己評価」を定め、一人ひとりの職員が自己評価(A~D:4段階評価)を行っている。これは、年4回の取り組みである。 ・公開保育では、振り返り際には、新保育指針が示す「10の姿」に照らし合わせて、保育内容を点検・検討している。 <p>■ 改善提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員の振り返り・省察の視点」の集計分析は、特になく、活用には至っていない。今後の検討を期待する。 ・自己評価の機会のさらなる充実、およびその活用を図ることを期待する。例えば、指導計画の振り返りの際に自らの保育を振り返り、記録化すること、また日々の保育や保護者とのやり取りのなかで、職員一人ひとりが気づいたことやエピソードなどの記録化とその活用等、多様な取り組みが考えられる。この取り組みには、リーダー層の人材育成が課題であり、その課題にも取り組むことを期待する。 	